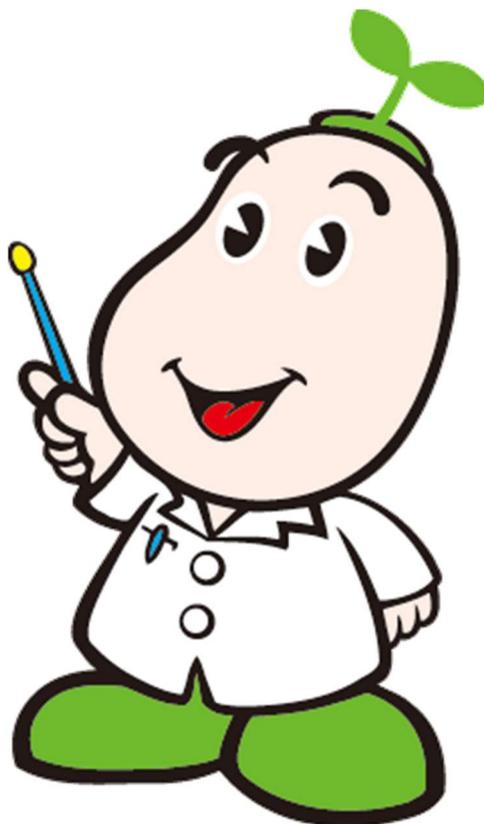


マイナ保険証Q&A



令和6年12月作成 ver1.0

令和7年4月追記

関東信越税理士国民健康保険組合

(<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)

目 次

はじめに

- Q1 令和6年の12月以降は、保険証が使いなくなるのですか。マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなりますか？
- Q2 令和6年12月2日以降も、保険証を発行できますか？
- Q3 マイナ保険証とは何ですか？
- Q4 マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関等へどのように受診したらよいですか？
- Q5 資格確認書とはどのようなものですか？
- Q6 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）とはどのようなものですか？
- Q7 自分がマイナ保険証の利用登録をしているか、どのように確認したらよいですか？また、利用登録ができていない場合は、自身の情報が正しく紐づけられているか確認することができますか？
- Q8 マイナンバーカードを取得しない、または取得していてもマイナ保険証の利用登録をせずに、従来の保険証のままでいいですか？
- Q9 マイナンバーカードを保険証利用することで、どんなメリットがありますか？（何のためにマイナ保険証を使うのですか？）
- Q10 マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか？
- Q11 医療機関・薬局でマイナ保険証を使用して受付するにはどうしたらよいですか？
- Q12 マイナ保険証に対応していない医療機関では、どのように受診したらよいですか？
- Q13 マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証利用の登録をしていない加入者が、令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、医療機関等にかかる際どのようにすればよいですか？
- Q14 マイナンバーカードを保険証利用登録したら、その後、解除はできないのでしょうか？
- Q15 マイナ保険証に移行した後も、保険証は返納しないといけませんか？
- Q16 マイナ保険証を持っていれば、高齢受給者証は必要ないのでしょうか？

～ はじめに ～

このQ&Aは、令和6年12月時点において国から示されている方針をもとに作成したものです。今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

最新情報は、当組合HPなどで随時お知らせします。ぜひご覧ください。

また、このQ&Aでは、主に当組合にお問い合わせのあった「マイナ保険証」の事例を参考に掲載しています。「マイナンバーカード」に関する情報や「マイナンバー制度」は、下記デジタル庁・厚生労働省等のHPをご参照ください。電話でのお問い合わせは「マイナンバー総合フリーダイヤル」をご利用ください。

●マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

マイナンバーカード総合サイトHP「お電話でのお問い合わせ」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>)



●マイナンバーカード総合サイトHP「マイナンバーカードを申請する」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)



●マイナンバーカード総合サイトHP「更新手続きについて」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>)



●厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html)



●デジタル庁HP「マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード」

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>)



●デジタル庁HP「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」リーフレット

(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources)



Q1

令和6年の12月以降は、保険証が使えなくなるのですか。マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなりますか？

令和6年12月1日までに交付された保険証は、有効期限の令和7年9月30日までご使用いただけます。

現在お手元にある保険証は、有効期限が切れるまで破棄せずにお持ちください。

※期間中に75歳を迎える方、外国籍の方で在留期限がある場合など一部の方は有効期限が異なる場合があります。

Q2

令和6年12月2日以降も、保険証を発行できますか？

令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードを保険証として使用する仕組み（マイナ保険証）に移行しているため、保険証の新規発行や再発行を行うことができません。

次のような場合も保険証を発行できませんのでご注意ください。

- ・就職や転職によって当組合に新規で加入する場合
- ・引っ越しで住所が変わった場合
- ・氏名が変わった場合
- ・保険証を紛失、破損した場合
- ・事業所の代表者変更や法人を設立した場合
- ・事務所所在地が変更した場合（支部が変更したときのみ）

Q3

マイナ保険証とは何ですか？

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを保険証として利用登録をしたものです。

オンライン資格確認システムを導入している医療機関等で利用することができます。
(マイナ受付のステッカーとポスターが目印です)

※対象の医療機関・薬局は、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局等についてのお知らせ」をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



Q4

マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関等へどのように受診したらよいですか？

令和6年12月2日以降に、

- ・新規で加入された方
- ・既加入者で資格情報に変更があった方（Q2参照）

のうち、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証利用の登録をしていない方は、組合より「資格確認書」を送付します。

「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの受診が可能です。

また、マイナ保険証をお持ちの方については、ご自身の被保険者資格などを簡単に把握できるように、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を送付します。

Q5

資格確認書とはどのようなものですか？

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証利用の登録をしていない方が医療機関等を受診する際、マイナ保険証の代わりに使用するものです。（これらの方々は「資格確認書」を受け取るための申請は必要ありません。）

材質・サイズ・形状・記載内容は、従来の保険証と同様です。

※交付済の保険証をお持ちの方は、「資格確認書」の送付はありません。

Q6

資格情報通知書（資格情報のお知らせ）とはどのようなものですか？

マイナ保険証の保有者が、簡易に自身の資格等の基本情報（氏名、被保険者記号・番号・枝番、加入区分、保険者番号・保険者名）を確認できるようお知らせするものです。A4の紙面にて送付します。

申請を行う際の記入時に使用したり、オンライン資格確認未導入の医療機関を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を可能にするものです。

※交付済の保険証をお持ちの方は、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」の送付はありません。

Q7

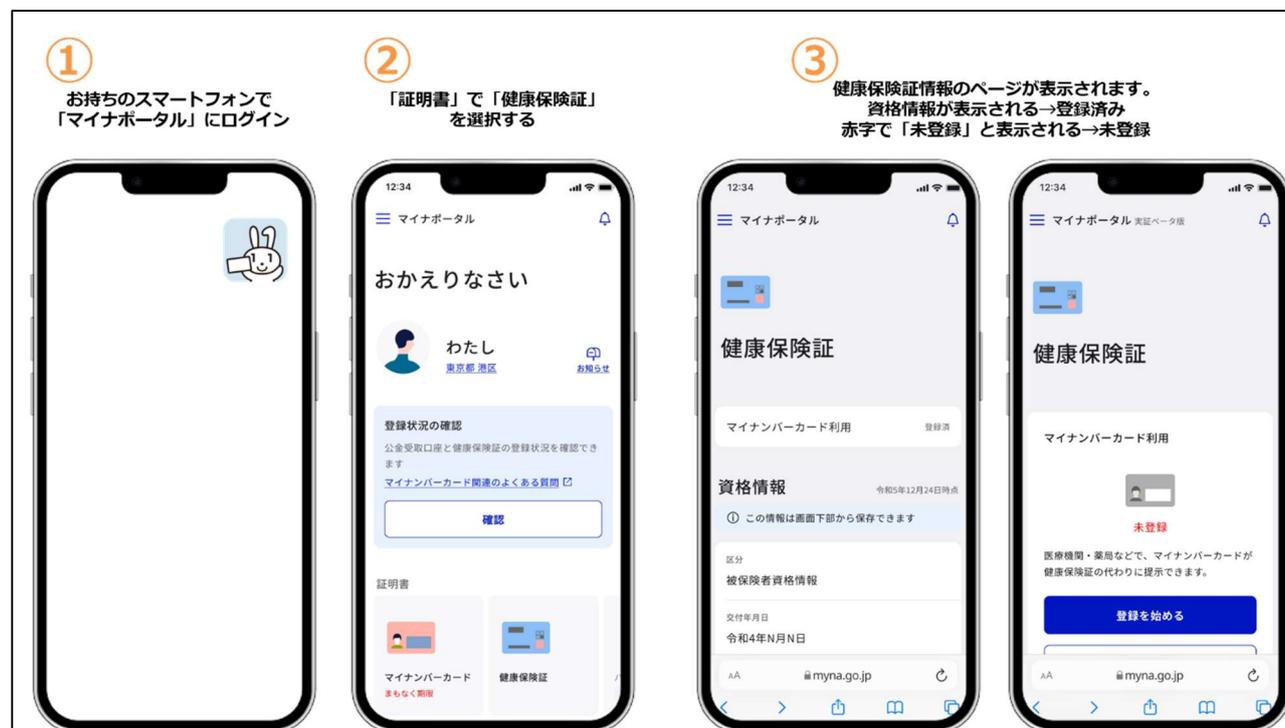
自分がマイナ保険証の利用登録をしているか、どのように確認したらよいですか？

また、利用登録ができていない場合は、自身の情報が正しく紐づけられているか確認することができますか？

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルログイン後のトップ画面で確認できます。お持ちのスマートフォン（※）で「マイナポータル」にログインし以下の手順でご確認いただけます。

（※）スマートフォンの動作環境の他、パソコン等で利用方法は、マイナポータルの「よくある質問」「ヘルプ」等をご確認ください。（<https://myna.go.jp/>）

なおマイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等が対応端末をお持ちであれば、ご自身のマイナンバーカードを使ってログインすることができます。確認後には、必ずログアウトするようにしてください。



※詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」をご確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html）



Q8

マイナンバーカードを取得しない、または取得していてもマイナ保険証の利用登録をせずに、従来の保険証のままでもいいですか？

令和7年9月30日に現行の保険証の有効期限が終了します。その後は、原則、マイナ保険証で受診していただきます。

マイナンバーカードの取得と保険証利用登録をご検討ください。

Q9

マイナンバーカードを保険証利用することで、どんなメリットがありますか？（何のためにマイナ保険証を使うのですか？）

① データに基づくより良い医療が受けられる

マイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。

② 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

（複数の医療機関や同一世帯の加入者の医療費の合算の計算がある場合等、申請が必要になる場合があります。）

③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルと e-Tax を連携することで、データを自動入力できます。

その他、医療機関・薬局、保険者にとっても、作業の軽減・効率化が期待されています。

※厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」をもとに作成。その他のメリットや詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html)



Q10

マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証の登録）はどのようにすればよいですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。申請には以下3つの方法があります。

- ①顔認証付きカードリーダーからの申請
- ②マイナポータルからの申請
- ③セブン銀行ATMからの申請

※詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)



①顔認証付きカードリーダーからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪

医療機関・薬局の受付でもOK！



マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

②マイナポータルからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは ご自身でマイナポータルでもできます！

いますぐ手元で
できる♪



ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。

マイナポータルにログイン

- 「マイナポータルアプリ」をインストール
- ログインには申込者本人のマイナンバーカードを使用

iOS

Android

二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー、マイナポータルでの登録以外に、全国のセブン銀行のATMでも健康保険証利用登録をすることができます。

③セブン銀行 ATM からの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで！

- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ！

ATMでの申込みに必要なもの

+

**利用者証明用パスワード
(4桁)**

ATMの操作に健康保険証は不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります

医療費の代わりにマイナンバーカードでマイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて >>>

くわしくはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年中年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

セブン銀行

2024年2月現在

Q11

医療機関・薬局でマイナ保険証を使用して受付するにはどうすればよいですか？

マイナンバーカードを用いた受付は、ステッカーやポスターの掲載してある医療機関・薬局でご利用いただけます（Q3参照）。

顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

1 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける



顔認識カードリーダーには複数の種類があります



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください



※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。（ロックがかかっても顔認証はできます）

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますが、この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認できるようになり、正確なデータに基づくより良い医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。



5 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

※詳しくは、厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)



Q12

マイナ保険証に対応していない医療機関では、どのように受診したらよいですか？

一部の例外（医師が高齢のため、診療報酬明細書を手書きで対応している場合等）を除き、保険診療を行う医療機関・薬局は、マイナンバーカードによる受付が義務付けられています。

実際に、マイナンバーカードの取扱いがない医療機関・薬局で受診する場合の他、故障中などによりカードリーダーが使えない場合は、以下の方法をご確認ください。

① 保険証をお持ちの方

従来どおり、受付窓口で保険証を提示します。

② 資格確認書をお持ちの方

受付窓口で資格確認書を提示します。

③ ①または②が発行されていない方

マイナンバーカードの提示のみでは資格の確認ができないため保険診療を受けることができません。その場合、マイナンバーカードとあわせて資格情報通知書（資格情報のお知らせ）、もしくはマイナポータルを提示することで保険診療を受けることができます。

本人確認



マイナンバーカード



資格確認



マイナポータル

または



資格情報通知書

Q13

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証利用の登録をしていない加入者が、令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、医療機関等にかかる際どのようにすれば良いですか？

令和6年12月2日以降は、保険証を再交付することができませんので、「資格確認書」の発行手続きをお願いいたします。「資格確認書」の発行は、「資格確認書等（再）交付申請書」に必要事項を記載し、組合に申請してください。

Q14

マイナンバーカードを保険証利用登録したら、その後、解除はできないのでしょうか？

組合に対して申請をすることで、マイナンバーカードの保険証の利用登録を解除することができ、有効な保険証がない場合には資格確認書の交付を受けることができます。

マイナ保険証の利用登録解除申請書に必要事項を記入いただき、本人確認書類を添えて組合まで送付してください。

- ・届出日の翌月末に解除される予定です。
- ・登録・解除の状況は、マイナポータルでご確認ください。
- ・保険証の利用登録が解除された後でも、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。

※具体的な解除手続については、組合HP「新着情報」の「令和6年12月2日から現行の保険証は新たに発行されなくなります。」より「マイナ保険証の利用登録解除」をご確認ください。

(<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/news.html?id=233>)



Q15

マイナ保険証に移行した後も、保険証は返納しないといけませんか？

加入者の喪失や、住所・氏名の変更等があった際の保険証・資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の返却は下記の通りとなります。

保険証	保険証の有効期限内の変更の場合、保険証を添付して申請してください。
資格確認書	資格確認書の有効期限内の変更の場合、資格確認書を添付して申請してください。
資格情報通知書（資格情報のお知らせ）	返却は不要です。

Q16

マイナ保険証を持っていれば、高齢受給者証は必要ないのでしょうか？

マイナ保険証には負担割合の情報も登録されていますので、医療機関の窓口で高齢受給者証を提示する必要がなくなります。

また、現在の国の見解ではマイナ保険証をお持ちの方には高齢受給者証の交付は想定しておらず、マイナ保険証をお持ちでない方に交付する「資格確認書」と一体化させるかどうかは保険者判断とされています。

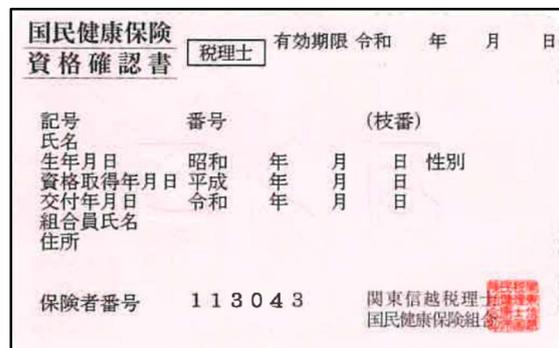
これを受けて、組合では令和7年度の高齢受給者証更新のタイミング（令和7年8月1日）より、高齢受給者証と資格確認書を一体化させることになりました。

一体化後は従来の高齢受給者証は発行されなくなり、マイナ保険証をお持ちでない方には、負担割合が印字された資格確認書がお手元に届くようになります。

※マイナ保険証をお持ちの方には、負担割合が印字された「資格情報通知書」を交付します。



【資格情報通知書】A4 型の用紙
※マイナ保険証を登録済の方に交付



【資格確認書】保険証と同じカード型
※マイナ保険証が未登録の方に交付